

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 IFRS と日本基準の比較

1. 「エンドースメントされた IFRS」を開発するにあたっては、IASB が設定した個々の会計基準等について、修正することなしに採択可能か否かを判断する必要がある。また、どのような項目について、ガイダンスや教育文書等の作成が必要かについても判断する必要がある。これらの判断をするために、第 1 回から第 4 回の作業部会において、以下のとおり、IFRS と日本基準を比較することにより「検討が必要な項目の候補」の抽出を行った。

	項目
第 1 回	有形固定資産、無形資産、リース、収益、棚卸資産、法人所得税他 (IAS 第 2、11、12、16、17、18、20、23、36、38、40 号、IFRIC 第 1、4、13 号)
第 2 回	外国為替レート、従業員給付、引当金、表示、企業結合他 (IFRS 第 2、3、4、5、6 号、IAS 第 1、7、8、10、19、21、26、29、33、34、37、41 号、IFRIC 第 14 号)
第 3 回	連結他、解釈指針 (IFRS 第 10、11 号、IAS 第 27、28 号、IFRIC、SIC)、財務諸表注記
第 4 回	金融商品他、初度適用 (IFRS 第 1、9、13 号、IAS 第 32、39 号)

2. 第 1 回から第 3 回の作業部会における IFRS と日本基準の比較の資料に関するコメントの概要と IFRS と日本基準の比較の資料の修正案を審議事項(5)-2 に、その修正案を受けて修正した資料を審議事項(5)-3 において示している。第 4 回作業部会に関するこれらの資料は、金融商品専門委員会における検討後、次回の作業部会で提示する予定である。
3. また、今回の作業部会では、「検討が必要な項目の候補」に関する詳細な分析を開始する。今回は検討が必要な項目の候補の一部について審議事項(5)-4 において示しており、残りの候補については次回以降提示する。

以上